

小・中学校の耐震化が完了しました!

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場です。また、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保が極めて重要です。

町教育委員会では、平成8年度より小・中学校の校舎等の耐震診断を実施し、その結果に基づいて順次、耐震化を進めてきました。平成17年度までに補強を要する校舎の耐震工事を終え、引き続き体育館の耐震化を進めてきたところですが、平成22年9月末に体育館の耐震補強工事も終わり、町内すべての学校施設の耐震化が完了しました。

「平成21～22年度寄居町公立学校等施設整備計画」に基づいて実施した鉢形小学校と折原小学校の体育館の耐震診断結果および改修状況は次のとおりです。

学校名	施設名	建築年月	構造	階数	面積(m ²)	第2次診断結果			補強年度	改修後	
						診断年	Is値	CTU×SD値		Is値	CTU×SD値
鉢形小学校	体育館	S48.3	鉄骨造	1	657	H19	0.24	0.25	H21	0.88	0.42
折原小学校	体育館	S49.3	鉄骨造	1	652	H20	0.24	0.25	H22	0.88	0.44

※「第2次診断」とは、柱、壁、コンクリート強度、鉄筋量等から建物の強さと粘りを推定する診断方法です。

※「Is値(構造耐震指標)」とは、建築物が保有する耐震性能を表す指標で、第2次診断の結果、建築物の地震に対する安全性を数値化したもので、数値が大きいくほど耐震性能が高いことを表しています。国土交通省では耐震性能の基準を0.6以上で満たすとしており、文部科学省では学校等の建物は0.7以上に補強する必要があるとしています。

※「CTU×SD値」とは、ある程度の強度を確保する目的の建物の累積強度(CTU)と建物形状(SD)の指標に関する判定基準で、0.3以上が目標値です。

問い合わせ/教育総務課(☎581・2121内線512)へ。

年金 あれこれ

付加年金とはどのようなものですか

付加年金は、国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)のみが申し込める独自のものです。

毎月の国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。

付加年金の年金額(年額)は、200円×付加保険料納付月数となっています。

例：付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料の納付額＝400円×12カ月×10年＝48,000円

付加年金の年金額＝200円×12カ月×10年＝24,000円

48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乘せされて受け取れますので、大変お得です。

<付加保険料についての留意事項>

- 納付は、申し込んだ月分からとなります
- 老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません
- 国民年金基金に加入中の方は納付できません
- 納付期限(対象月の翌月末)を経過しての納付はできません

申し込み/町民課

持参するもの/年金手帳、印鑑

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または町民課(☎581・2121内線108、109)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

平成23年度 パブリック・コメント手続の実施予定について

平成23年度にパブリック・コメント手続の実施を予定している案件は次のとおりです。実施時期に改めて詳しい日程をお知らせします。

なお、各案件については、実施が確定しているものではありません。内容の変更や、実施しないこともありますので、あらかじめご了承ください。

案件名	案件の概要	意見募集の時期(予定)	担当課
寄居町建築物耐震改修促進計画	『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づき、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体および財産を保護する目的で、建築物の耐震化を促進するための計画を策定するものです。	未定	まちづくり課 内線242
寄居町高齢者保健福祉計画	『老人福祉法』『老人保健法』の規定に基づき策定する、高齢社会へ総合的に対応する指針となる計画です。	平成23年 10月中旬	健康福祉課 内線 123 124

問い合わせ/各案件の担当課(☎581・2121内線は上記参照)へ。

募集します!

寄居町都市計画審議会委員 寄居町企画審議会委員

都市計画審議会は都市計画に関する事項を調査・審議する機関です。企画審議会は総合振興計画の策定にあたり、調査・審議を行い、策定後はその実施状況に対して意見を述べる機関です。今回、それぞれ2人の委員を募集します。

あなたの意見を町の計画に反映できるチャンスです。まちづくりや町の振興計画に興味のある方の応募をお待ちしています。

共通事項

応募資格/平成23年4月1日現在、町内に在住する満20歳以上の方で、寄居町における他の審議会等の委員を委嘱されていない方
募集人数/2人
任期/2年(5月15日～平成25年5月14日)
募集期間/3月10日(木)～31日(木)(郵送の場合は必着、Eメールの場合は31日送信分まで有効です)

報酬等/町の規定に基づき支給(会議の参加者)
選考結果/応募者全員に文書で通知します

都市計画審議会委員

応募方法/まちづくり課および役場総合案内で配布する応募用紙に必要事項

項を記入のうえ、添付書類とともにまちづくり課へ提出、または郵送、Eメールにより送信してください。なお、応募用紙は町公式ホームページからダウンロードできます。添付書類/「寄居町のまちづくり」や「都市計画」をテーマにした意見・考えをまとめた作文(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内。パソコンで作成する場合は、A4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるものとします。会議等/年3回程度

企画審議会委員

応募方法/総務課および役場総合案内で配布する応募用紙に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに総務課へ提出、または郵送、ファックス、Eメールにより送信してください。なお、応募用紙は町公式ホームページからダウンロードできます。添付書類/「寄居町のまちづくり」をテーマにした意見・考えをまとめた

提出先・問い合わせ/まちづくり課(〒369・1292大字寄居11801-1、☎581・2121内線241、Eメールnd113g@town.yorii.saitama.jp)へ。

平成23年度 審議会等委員の一般公募予定について

町民の皆さんに町政により一層かかわっていただき、開かれたまちづくりを積極的に推進するため、町では審議会等の委員を公募しています。

平成23年度は、次の審議会等委員の公募を予定しています。募集方法等は本誌等でお知らせしていきますので、皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

審議会等の名称/寄居町行政改革推進委員会
審議内容等/社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現のため、行政改革の推進に関する重要事項を調査・審議します。

募集予定人数/2人

任期/2年

本誌掲載予定/9月号

担当・問い合わせ/総務課(☎581・2121内線316、318)へ。

「審議会等」とは…地方自治法の規定に基づき、法律または条例等により設置した審議会・委員会・懇話会等をいいます。

作文(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内。パソコンで作成する場合はA4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるものとします。会議等/年2回程度(平日の昼間開催)、2時間程度
※第5次総合振興計画・前期基本計画の実施状況に対する評価および後期基本計画(案)の審議が主な内容となる予定です。

提出先・問い合わせ/総務課(〒369・1292大字寄居11801-1、☎581・2121内線316、318、FAX581・5100、Eメールsoumu@town.yorii.saitama.jp)へ。

平成23年4月から 町有施設利用料の免除枠を拡大します!

町では、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体活動を支援するため、生涯学習施設等の利用料の免除枠を拡大します。

詳しくは、各施設を管理している担当課にお問い合わせください。

問い合わせ/財務課(☎581・2121内線322、324)へ。